

抜粋:

子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画

次代を担う子ども・青少年が、ひとりの人間として尊重され、創造性に富み、豊かな夢をはぐくむことができる大阪

---

# 大阪府 子ども総合計画 (事業計画)

---

平成27年3月

大阪府



## 第4章 子どもの貧困対策の推進に関する法律 に基づく都道府県計画

### 1. 策定の趣旨

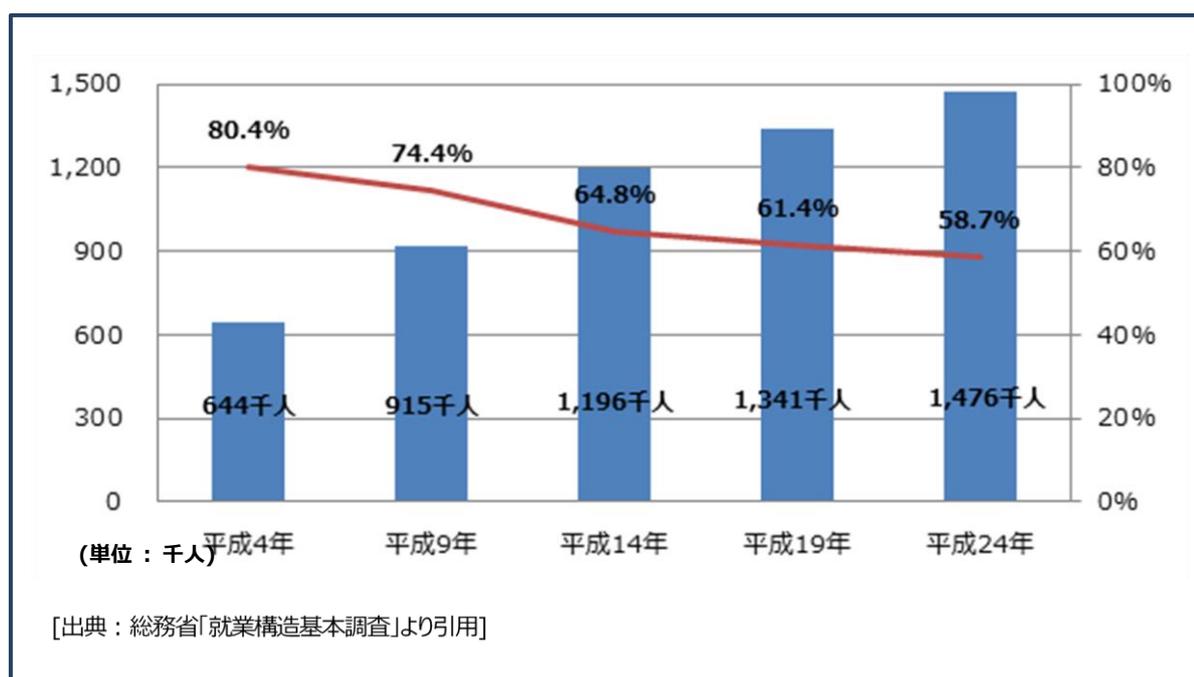
大阪府においては、教育、就労、生活支援など各分野の総合的な取組みにより、子どもの貧困対策を推進するため、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づき、子どもの貧困対策計画を策定します。計画の策定にあたっては、本計画（大阪府子ども総合計画）とめざす方向が一致し、取り組むべき施策も重複することから、本計画における事業計画の1つとします。

### 2. 現状と課題

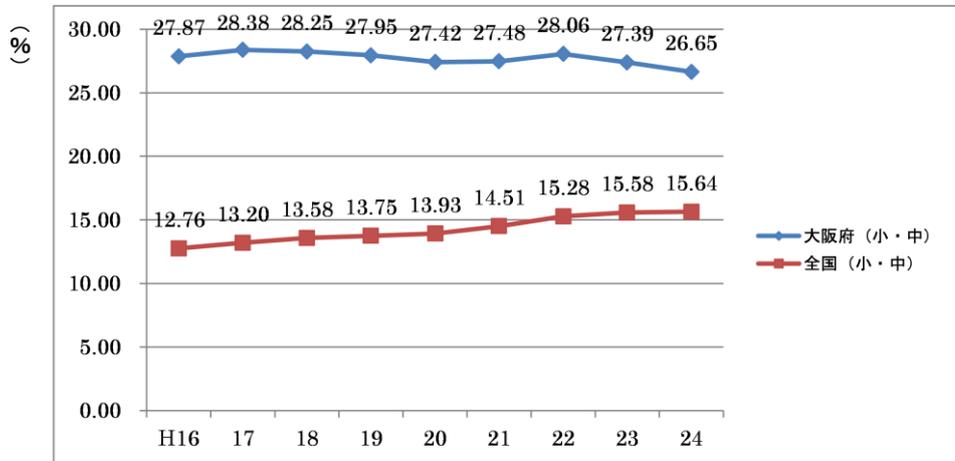
平成20年のリーマン・ショックによる経済情勢の悪化に伴い、失業者や非正規労働者、就職困難者が増加しています。大阪府においても、経済環境は冷え込み、非正規雇用（図1）の増加が顕著にみられます。こうした経済雇用情勢のなか、大阪府においては、他の都道府県と比較し就学援助率（図2）や生活保護率（図3）が高く、また、子どもについては、高校中途退学や不登校等、様々な問題が顕在化しています。

子どもの貧困対策を推進するにあたって、大阪府における現状と課題について、「子ども」及び「家庭や社会」の視点で整理します。

＜図1＞ 大阪府の非正規雇用者数と正規雇用率の推移

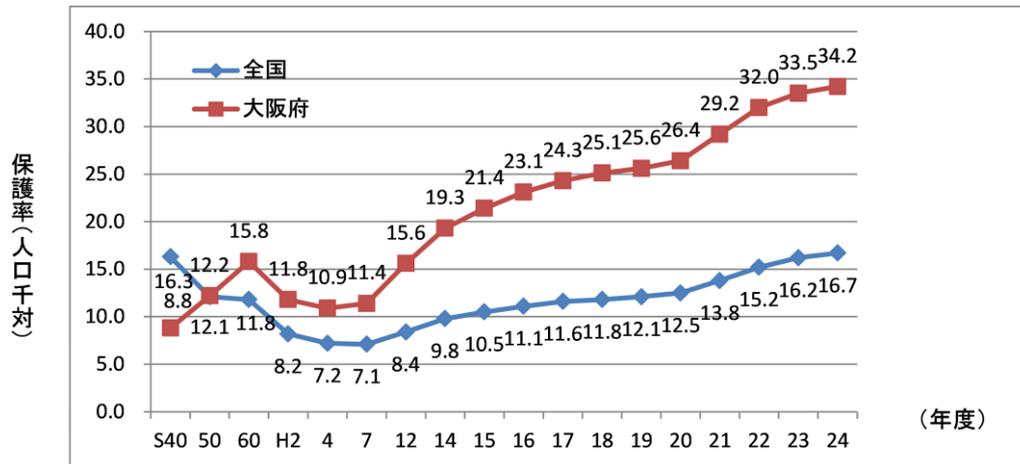


<図2> 就学援助実施率の推移(全国・大阪府)



出典:大阪府教育委員会調べ

<図3> 生活保護率の推移(全国・大阪府)



出典:大阪府社会援護課「大阪府の生活保護」(平成 26 年 10 月)

## (1) 子どもの視点から

---

子どもについては、社会・経済・雇用の構造変化等により家庭の養育力が低下し、家庭での学習習慣や学校での学習規律などの課題や高校中途退学や不登校、学校における暴力の問題などさまざまな課題が顕在化しています。また、経済的な理由等により高等学校等進学率に差が生じており、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困連鎖の防止を図ることが重要です。

さらに、保護者がいない、虐待などの様々な理由により、乳児院や児童養護施設、ファミリーホーム、里親などの下で暮らす子どもについては、できる限り家庭的な養育環境と安定した人間関係の下で育つことができるよう、取り組むとともに、施設等の退所後に自立して生活ができるよう支援することが重要です。

## (2) 家庭や社会の視点から

---

家庭や社会については、少子高齢化の進展や雇用環境等の社会情勢の変化、また、都市化による地域社会との関わりの希薄化により、家庭や社会の養育力が低下しています。さらに、近年、離婚等の増加により、母子家庭や父子家庭といったひとり親家庭が増加しており、就業、子育て、家事等を一人で担うひとり親家庭の負担は大きいものとなっています。

## 3. 子どもの貧困対策の方向性

大阪府においては、家庭の養育力の低下等により、子どもに様々な困難が顕在化していることから、子どもの生活の安定や健やかな成長を支えるため、大阪府などの行政、民間団体、地域が一体となって支援することが重要です。

そのため、「子ども」、「家庭・社会」に視点を置き、家庭の経済状況にかかわらず、子どもが積極的に自分の生き方を選択し、自立できるよう取り組みます。

### (1) 子どもに視点を置いた切れめのない支援を実施

---

大阪府においては、第一に子どもに視点を置き、成長段階に応じて切れめなく支援を実施し、子どもが健やかに成長し自立できるよう、子ども施策の充実を図ります。

また、子ども及びその家庭が社会的に孤立することのないよう支援員等の質の向上を図るとともに、学校をプラットフォーム（98ページ参照）とした総合的な対策を推進し、子どもや家庭を支援する環境づくりをめざします。

## (2) 子どもにもっとも身近な社会である家庭を支援し、社会全体で子どもの貧困に対応

---

子どもにとって、もっとも身近な社会である家庭の役割は極めて重要です。大阪府においては、子育て世帯が就労等によって一定の収入を得て、生活の安定を図るよう支援します。

そのため、国、市町村の関係機関等と連携を図りながら、子どもや家庭への支援を適切に実施します。

また、生活保護法の見直しとともに、生活保護に陥ってしまう可能性のある人々を支える自立支援制度（100ページを参照）として、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されます。子どもの貧困対策については、生活保護法や生活困窮者自立支援法等のセーフティネットのための諸制度を一体的に捉え施策を推進します。

さらに、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「ひとり親家庭等自立促進計画」や「社会的養護体制整備計画」、「地域福祉支援計画」等の関連性の高い計画と一体的に捉えて取り組んでいきます。

そして、次代を担う子どもの貧困の問題は、子どもおよび社会の将来につながる課題です。すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会を目指し、社会全体で子どもの貧困対策を推進します。

## 4. 計画の推進について

本計画の実施にあたっては、庁内関係部局・室・課で構成する関係課長会議等を通じて、関係部局が連携を図るとともに、国や市町村と連携を図りながら総合的に推進します。

また、進捗管理については、大阪府子ども施策審議会へ報告するなど本計画（大阪府子ども総合計画）と併せて適切に行っていきます。

## 5. 具体的取組

### (1) 子どもに視点を置いた切れめのない支援

すべての子どもたちが自分の可能性を信じて挑戦し、未来を切り拓いていける社会をめざします。

就  
学  
前

#### ○幼児教育の質の向上

幼児教育フォーラム・就学前人権教育研修・幼児教育理解推進事業・認定こども園等研修／  
幼児教育推進指針の周知徹底

#### ○健やかな発育・発達及び健康の保持増進のための食育の推進

乳幼児健診時の栄養指導／保育所等における食育の推進

#### ○専門性を生かした子育て支援の取組み

地域子育て支援拠点事業／乳児家庭全戸訪問事業／一時預かり事業／延長保育事業／  
病児保育事業／幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組の推進／  
保育所における地域貢献支援員（スマイルサポーター）の配置／  
私立幼稚園キンダーカウンセラー事業

#### ○その他の支援

妊娠期からの切れめのない支援等

小  
学  
生  
・  
中  
学  
生

#### 『学校をプラットフォームとした総合的な対策の推進』

#### ○学校教育による学力保障

スクール・エンパワーメント推進事業など

#### ○学校と福祉等関係機関との連携

スクールソーシャルワーカーの派遣／スクールカウンセラーの配置

#### ○地域における学習支援

・地域による学習支援

放課後等の学習支援

・支援を要する子どものための学習支援の充実

支援を要する子どもについては、家庭全体を含めた支援が必要なことから、学校と福祉が連携し、適切な支援を行うための施策を講じるとともに、自立の基礎となる学力・学習力を向上させるために次の学習支援を実施します。

生活困窮者自立支援事業（学習支援）の郡部（島本町を除く町村）での推進及び福祉事務所設置自治体での事業実施に向けた働きかけ／ひとり親家庭学習支援ボランティア事業／社会的養護学習支援事業 など

#### ○その他の教育支援

学校給食の普及・充実及び食育の推進／中学校給食導入促進事業

#### ○子育て支援の取組み

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）／病児保育事業（再掲）

○高等学校等における就学・就労のための支援

高校生活支援カード／中退防止対策の推進／キャリア教育支援体制整備事業  
 高校内におけるプラットフォームの構築 など

○高等学校等進学・就学継続のための就学支援の充実

高等学校等就学支援金事業／高等学校奨学給付金事業／私立高等学校等授業料支援補助事業／  
 奨学金制度の周知・啓発／大阪府育英会奨学金貸付事業／大阪府育英会給付型奨学金事業／  
 高等学校等学び直し支援金事業 など

○支援を要する子どものための学習支援の充実（再掲）

支援を要する子どもについては、家庭全体を含めた支援が必要なことから、学校と福祉がつながり、適切な支援を行うための施策を講じるとともに、自立の基礎となる学力・学習力を向上させるために次の学習支援を実施します。

生活困窮者自立支援事業（学習支援）の郡部(島本町を除く町村)での推進及び福祉事務所設置自治体での事業実施に向けた働きかけ／ひとり親家庭学習支援ボランティア事業／  
 社会的養護学習支援事業 など

○就職のための支援

OSAKAしごとフィールドによる支援（高校中退・卒業後未就職者）  
 母子家庭等就業・自立支援センター事業を通じたひとり親家庭の子どもに対する就業相談等支援

○児童養護施設等の入所及び退所児童等への支援

施設退所児童等に対する児童自立生活援助事業／施設退所児童等への就業支援事業／  
 身元保証人確保対策事業

○子育て支援の取組み

利用者支援事業／ファミリー・サポート・センター事業／養育支援訪問事業／  
 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）／  
 要保護児童対策地域協議会

○校種間の連携強化

校種間（保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高校・支援学校）の連携の強化

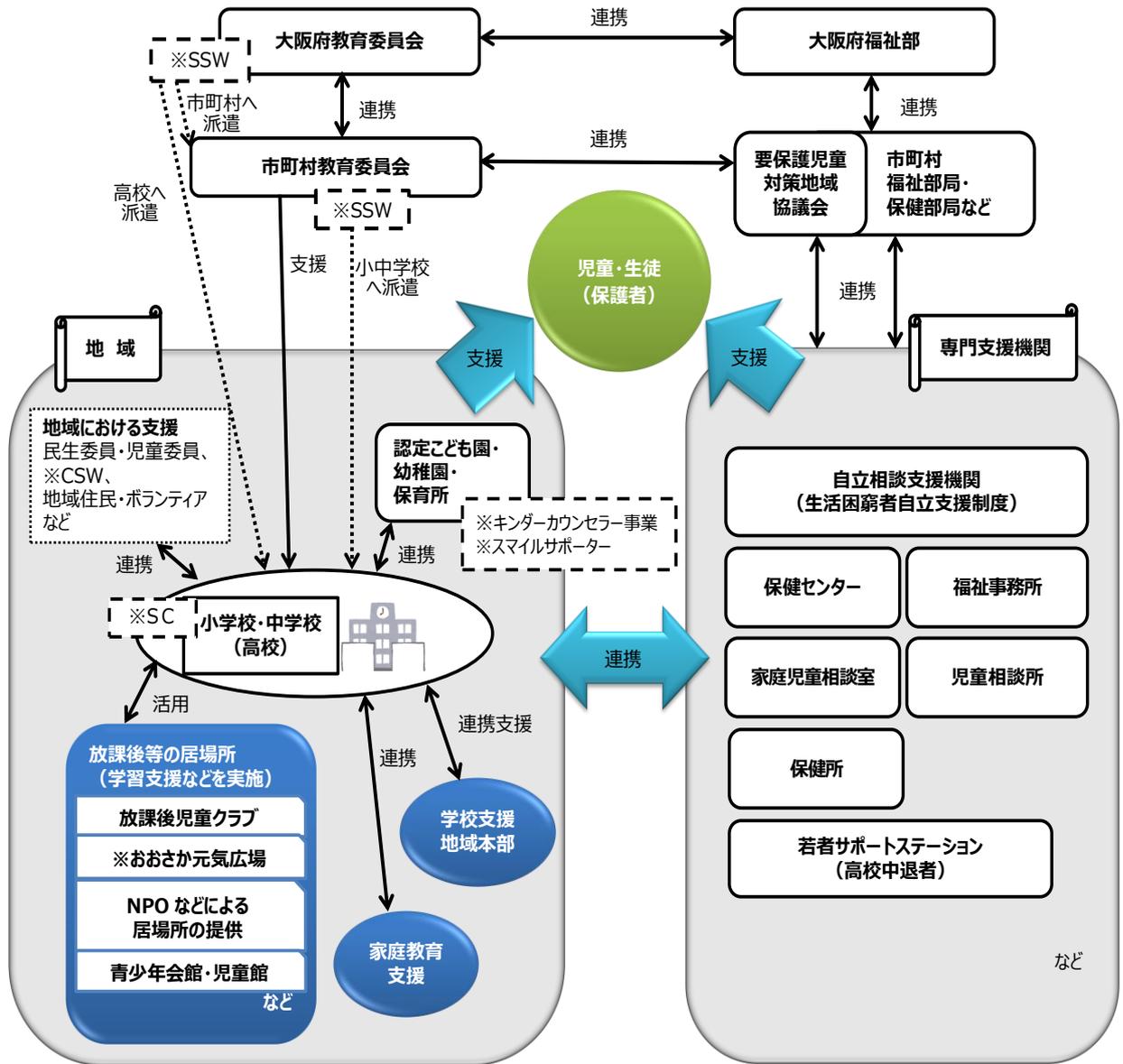
○児童養護施設等の入所児童への支援

家庭的養護の推進

## 学校という場を介したプラットフォームのイメージ

学校は児童・生徒の学習の場であり、生活の様子など子どもの状況が表れる場所であることから、教育委員会や福祉関係機関等が連携し、学校という場を介して、貧困など困難を抱える児童・生徒やその保護者を適切な支援に導く仕組みや体制です。

### 【イメージ】



福祉的視点を持った人材が学校と地域や専門支援機関の間に入り、児童・生徒を適切な支援につなぎます

-  : 学校を支える機能を表しています。
-  : 放課後等の居場所にかかる事業を表しています。
-  : 地域における支援者を表しています。

「学校という場を介したプラットフォームのイメージ（98ページ）」の注釈

- この体制は、学校という場を介して、貧困など困難を抱える児童・生徒やその保護者を適切な支援に導くものです。
- 支援にあたっては、福祉的な視点を持った人材が学校と地域や専門支援機関の間に入り、児童・生徒を適切な支援につなぎます。なお、その役割を担う人材は市町村によって異なります。
- 深刻な課題をもつ家庭については、専門支援機関と連携し、支援を行います。
- また、教育課程や指導方法については、校種間（認定こども園・幼稚園・保育所・小学校・中学校・高校・支援学校）の段差を解消し円滑な接続のため、異なる校種間の研修交流を図ります。

（語句の説明）

- ※SC：スクールカウンセラー。臨床心理士などをスクールカウンセラーとして学校に配置します。
- ※SSW：スクールソーシャルワーカー。問題行動等生徒指導上の課題に対し、学校と福祉をつなぐ専門家。主に、子どもたちの生活環境の改善を働きかけるよう、学校とともに見立てと支援計画を立て、福祉関係機関等に働きかけ解決を図ります。
- ※CSW：コミュニティソーシャルワーカー。地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言（地域住民主体の見守り・支え合い体制の構築など公民協働で福祉課題の解決を図るための提言）等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担います。
- ※キンダーカウンセラー事業：私立幼稚園において、臨床心理に関して知識・技術を有するカウンセラーが地域の子育て支援を行う事業です。
- ※スマイルサポーター：地域貢献支援員（愛称：スマイルサポーター）として知事から認定証を交付され、民間保育所において子育て支援等を行います。
- ※おおさか元気広場：大阪府では、国の「放課後子ども総合プラン」における「放課後子供教室」を「おおさか元気広場」と名付けて実施しています。

## (2) 子どもにもっとも身近な社会である家庭を支援し、社会全体で子どもの貧困に対応

安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができる社会づくりをめざします。

### 子育て・生活・就労支援

#### 『子育てと就業の両立のための生活の支援』

##### ○保護者の自立支援

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業や住居確保給付金の支給の実施／  
母子家庭等就業・自立支援センター事業／ひとり親家庭等日常生活支援事業／  
ひとり親家庭等生活向上事業

##### ○就労希望等により保育を必要とするすべてのニーズに対応するための保育等の確保

認定こども園整備事業／保育所等整備事業／小規模保育設置促進事業／  
放課後子ども総合プランに基づく一体型を中心とした放課後児童クラブとおおさか元気広場の充実

##### ○保護者への養育支援

乳児家庭全戸訪問事業／養育支援訪問事業／要保護児童対策地域協議会 など

##### ○その他の生活支援

住宅支援／母子生活支援施設等の活用

##### ○その他の支援

中学校夜間学級

#### 『子育てと就業の両立のための就労の支援』

##### ○就業のあっせん及び職業訓練等の実施・促進

母子家庭等就業・自立支援センター事業／母子・父子自立支援プログラム策定等事業／  
母子家庭の母等を対象とした職業訓練／母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業

##### ○就労機会創出のための支援

民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ／  
ひとり親家庭の親の雇用に配慮した官公需発注の推進／  
母子・父子福祉団体等への業務発注の推進／  
公務労働分野におけるひとり親家庭の親等の非常勤職員での雇用に向けた取組み

### 養育費確保・経済的支援

#### 『養育費確保等支援』

##### ○養育費の確保等に関する支援

母子家庭等就業・自立支援センター事業（母子家庭等地域生活支援事業）／  
面会交流支援

#### 『生活を下支えする経済的支援』

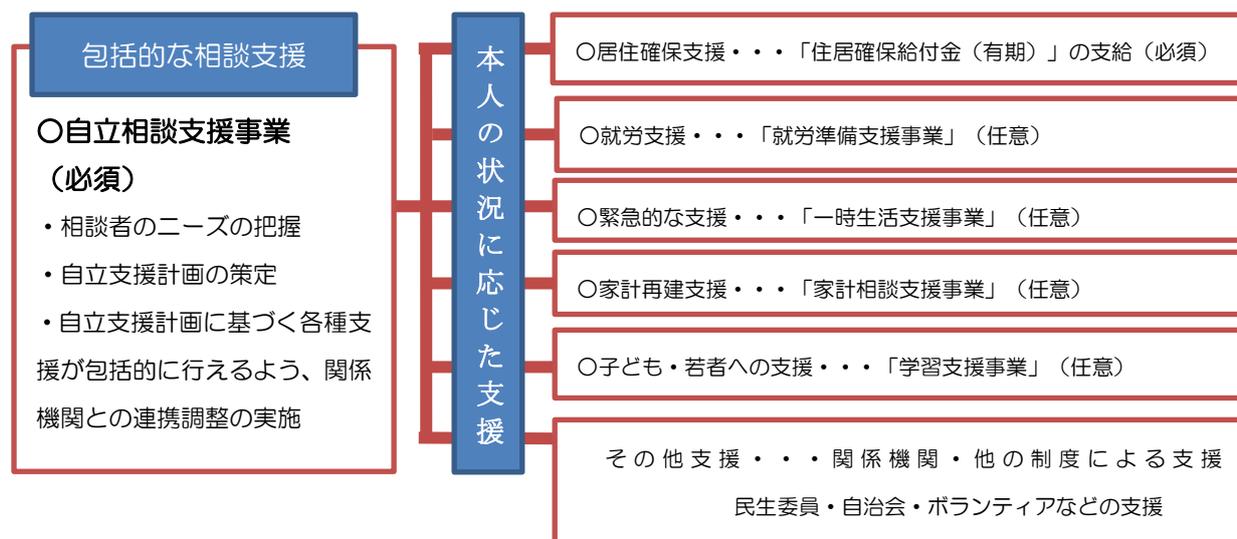
##### ○母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金／児童扶養手当

## 家庭を支える制度等について

### 1 生活困窮者自立支援制度

複合的な課題を抱える生活困窮家庭に対して、生活保護にいたる前の段階の自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給、また、郡部（島本町を除く町村）において任意事業を推進するとともに、府内福祉事務所設置自治体に対して任意事業の実施を働きかけます。（○印については生活困窮者自立支援制度による支援）



### 2 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進

ひとり親家庭が就労等によって一定の収入を得て、生活の安定を図るとともに、家庭で家族が接する時間を確保できるよう施策を講じます。ひとり親家庭が子育てをしながら、安定した就業につき、自立した生活を送ることができるよう就業面と生活面での支援の充実を図ります。

#### 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進

##### ○就業支援事業

ひとり親家庭の母及び父、寡婦の就業相談や企業に対するひとり親家庭等の理解を深める啓発活動や求人開拓を行う。

##### ○就業支援講習会等事業

ひとり親家庭の母及び父、寡婦の技能、資格を取得するための就業支援講習会の開催

##### ○就業情報提供事業

ひとり親家庭の母及び父、寡婦の求職活動を支援するため、求職情報の登録、求人情報の提供、電子メール相談等を実施

##### ○母子家庭等地域生活支援事業

ひとり親家庭の母及び父、寡婦に対する弁護士や専門員による法律相談、養育費相談等を実施

##### ○管内自治体・福祉事務所支援事業

母子・父子自立支援員など相談関係者の資質向上を図るための研修会や情報提供を実施

## 6. 子どもの貧困に関する指標

- 大阪府においては、子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価する際の参考となる指標として、国の大綱に示された25の指標のうち、子どもの状況を示すものでかつ大阪府の数値が示せるものについては、子どもの貧困対策に関する指標として設定します。
- 施策に関する指標及びサンプリング調査等により都道府県のデータが示せないものについては、参考指標とします。
- また、これらに加え、大阪府の施策に関する指標を3指標追加しました。

### 指標（子どもの状況を示す指標）

	指標	全国数値	内訳	時点	参考 ※全体数値	大阪府数値
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	90.8%	全日制 67.6% 定時制 11.5% 通信制 5.1% 中等教育学校後期課程 0.1% 特別支援学校高等部 4.9% 高等専門学校 0.7% 専修学校の高等課程 0.9%	25.4.1 現在	全児童の高等学校等進学率 98.6%	95.6% ※1
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	5.3%		25年度 現在	全体中退率 1.7%	5.4% ※1
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	32.9%	大学等 19.2% 専修学校等 13.7%	25.4.1 現在		40.1% ※1
4	生活保護世帯に属する子どもの就職率（中学校卒業後）	2.5%		25.4.1 現在		2.3% ※1
5	生活保護世帯に属する子どもの就職率（高等学校卒業後）	46.1%		25.4.1 現在		39.8% ※1
6	児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）	96.6%	高等学校等 94.8% 専修学校等 1.8%	25.5.1 現在	全体進学率 98.6%	96.4% ※2
7	児童養護施設の子どもの就職率（中学校卒業後）	2.1%		25.5.1 現在		3.6% ※2
8	児童養護施設の子どもの進学率（高等学校卒業後）	22.6%	大学等 12.3% 専修学校等 10.3%	25.5.1 現在		33.9% ※2
9	児童養護施設の子どもの就職率（高等学校卒業後）	69.8%		25.5.1 現在		61.3% ※2

※1 厚生労働省社会・援護局保護課調べ

※2 大阪府福祉部子ども室家庭支援課調べ（速報値）

参考指標（都道府県データが示せないもの）

	指標	全国数値	内訳	時点	参考 ※全体数値	大阪府数値
1	子どもの貧困率	16.3%		25年 国民生活 基礎調査		都道府県 データなし
2	子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	54.6%				都道府県 データなし
3	就学援助制度に関する周知状況・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	61.9%		25年度 現在		都道府県 データなし
4	就学援助制度に関する周知状況・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	61.0%		25年度 現在		都道府県 データなし
5	日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子）※2	予約採用 段階 59.3% 在学採用 段階 100.0%		26年度 実績		予約採用 段階 59.8% 在学採用 段階 100.0%
6	日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（有利子）※2	予約採用 段階 100.0% 在学採用 段階 100.0%		26年度 実績		予約採用 段階 100.0% 在学採用 段階 100.0%
7	ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園）	72.3%		23年度 全国母子 世帯等調 査		都道府県 データなし
8	ひとり親家庭の子どもの進学率（中学校卒業後）	93.9%	高等学校 92.8% 高等専門学校 1.1%	23年度 全国母子 世帯等調 査 （特別集 計）	全体進学率 98.6%	都道府県 データなし
9	ひとり親家庭の子どもの就職率（中学校卒業後）	0.8%				都道府県 データなし
10	ひとり親家庭の子どもの進学率（高等学校卒業後）	41.6%	大学等 23.9% 専修学校等 17.8%			都道府県 データなし
11	ひとり親家庭の子どもの就職率（高等学校卒業後）	33.0%		23年度 全国母子 世帯等調 査		都道府県 データなし
12	ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	80.6%	正規の職員・従業員 39.4% パート・アルバイト等 47.4%			都道府県 データなし
13	ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	91.3%	正規の職員・従業員 67.2% パート・アルバイト等 8.0%			都道府県 データなし

※2 独立行政法人日本学生支援機構調べ

## 参考指標（大阪府の施策に関する指標）

	指標	全国数値	内訳	時点	参考 ※全体数値	大阪府数値
1	スクールソーシャルワーカーの配置人数	1,008 人		25 年度 現在		政令市・中核市を除くすべての市町村に配置
2	スクールカウンセラーの配置率（小学校）	37.6%		24 年度 現在 ※その他教育委員会等に1,534 か所配置		各小学校からの要請を受け、中学校配置のスクールカウンセラーが相談を受ける体制がある
3	スクールカウンセラーの配置率（中学校）	82.4%				100%
4	コミュニティソーシャルワーカーの配置人数			26 年度 現在		145 名
5	スマイルサポーター数			26 年度 現在		約1,400 名 (累計)
6	私立幼稚園キンダーカウンセラー事業			26 年度 現在		131 園